

議案第 17 号

令和 7 年度教職員人事異動方針について

令和 6 年 8 月 日

川 崎 市 教 育 委 員 会

令和 7 年度教職員人事異動方針（案）

人事異動に当たっては、時代の変化に適応し、多様化・複雑化していく諸課題に柔軟に対応するとともに、学校の適正な運営を確保し、教育本来の目的を達成するため、次の方針に基づき、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- （１）学校の教育力の強化に向け、全市的かつ全校種的な視野に立ち、各学校運営の活性化を図るとともに、教職員の資質の向上に資する人事異動を徹底すること。
- （２）教職員の人材育成・能力開発や「かわさき教育プラン」の施策推進の視点から、適材を適所に配置すること。
- （３）地域との連携や地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、教職員の意欲を一層引き出す人事制度の定着を図ること。